

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 理事長の報酬は月額、監事（公認会計士又は税理士）の報酬は年額とし、その他の常勤役員及び非常勤役員（公認会計士又は税理士の監事を除く。）に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、松山市の常勤の特別職、一般職の職員及びこの法人の常勤の職員である役員並びに松山市の常勤の特別職及び一般職の職員である評議員には報酬等は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 財団の役員の報酬は、次のとおりとする。

理事長 月額 50,000円

監事（公認会計士又は税理士） 年額 400,000円

その他の常勤役員及び非常勤役員（公認会計士又は税理士である監事を除く。）

理事会等出席の都度 日額 8,300円

2 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において次のとおりとする。

評議員会出席の都度 日額 8,300円

(役員及び評議員の報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 月額報酬の支給期日は、職員の例による。

3 年額報酬は、毎年度9月下旬及び3月下旬にこれを支給する。

4 日額報酬は、その出務回数に応じてこれを支給する。

5 新たに職に就いた場合には、その日から報酬等を支給する。

6 月額報酬又は年額報酬の場合であって、任期満了等によってその職を離れた場合には、その日まで報酬等を支給する。ただし、死亡により離職した場合及び月の途中で離職し、当該離職した日の翌日に再び離職前の職に就き、当該月の末日まで在職した場合には、その月の末日までの報酬等を支給する。

7 前2項に定めるもののほか、報酬等の支給方法については、職員の給与の支給方法の例による。

(費用)

第6条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則 (公益法人移行の登記日：平成24年4月1日)

(施行期日)

この規程は、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団への移行の登記の日から施行する。

付 則 (平成28年5月31日一部改正議案第2号)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。